

障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しに係る団体ヒアリング提出資料

公益社団法人日本看護協会 副会長 齋藤訓子

1. 障害児者に対する地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築について

障害者総合支援法の基本理念（第 1 条の 2）で掲げられている、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ために、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことができる、地域包括ケアシステムの構築・推進が必要です。

そのためには、障害児者の実態把握、並びに障害児者を支援する医療やサービス提供の実態把握が欠かせません。また、地域の実情に応じた障害者の福祉施策の推進を可能とする人材確保が必要と考えます。

【意見・提案】

- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定にて、看護職員の配置や、医療連携体制加算の見直しにより医療ニーズの高い障害児者への医療・看護サービスが可能な体制となりました。この体制が有効に機能するよう周知・普及に向けた取り組み、及び施設や事業所の運営・経営状況、実態把握を定期的実施するための財源確保をお願いします。
- 医療的ケア児については、出生数や生存率を把握する方法がなく、厚生労働省 障害児・発達障害者支援室[※]による医療的ケア児数の推計値のみの公表となっているため、実数や実態を把握する方法の確立をお願いします。
- 障害児者支援の事業化・施策化にあたっては、生活支援のみならず、医療ニーズへの対応が欠かせないことから、自治体によっては企画部門に保健師等の看護職を配置して、医療機関等との連携や住民への啓発に関する取り組みに専門性を発揮している例があります。「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）において、保健師の配置等について言及されているように、各自治体の実情に応じた施策を実現できるよう、障害福祉分野においても看護職の配置を提案します。

2. 障害児支援について

医療的ケア児の増加や、重度の障害を抱える障害児の地域生活への移行に対応し、障害児が住み慣れた地域で自立生活を実現・継続できる体制の整備が必要とされています。

そのためには、障害児のニーズやライフステージに応じたきめ細やかな支援体制の整備、医療的ケア児が家族とともに地域での生活を継続するための家族への十分な支援が必要です。

【意見・提案】

- 本会が 2019 年度に実施した「医療的ケア児に関する事業のヒアリング」において、医療的ケア児の主たる介護者である母親が、自宅にて医療的ケア児への全面的なケアを行いなが

※ 厚生労働省：第 17 回医療計画の見直し等に関する検討会（令和 2 年 1 月 15 日）資料 1-3
 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127276.html（2021 年 4 月 28 日アクセス）

ら、通学や学校などでの医療的ケアも実施しており、家族への負担が非常に大きくなっている実態が明らかになりました（図1参照）。一時的に医療的ケア児を預かり、介護者の休息や医療的ケア児の兄弟らの育児時間等の確保や、医療的ケア児の育児をしながら就業継続や社会参加等ができるよう、家族支援のさらなる充実を提案します。

- 支援体制の整備を検討する際には、制度やサービスの狭間に落ちることのないように配慮しつつ、保健・医療・福祉・教育との連携の観点から省庁横断的な検討をお願いします。
- 医療的ケア児とその家族の支援には看護の視点が求められるため、訪問看護ステーションや看護小規模多機能型居宅介護の活用や連携が考えられます。特に、看護小規模多機能型居宅介護は、看護職と介護職が配置され、医療ニーズへの対応のみならず、家族のレスパイトを含めた支援が可能となるため、共生型サービスの指定を受けることが可能とされていますが、整備の状況は地域差があるのが現状です。これらの事業所の課題や参入の障壁について把握し、既存制度の積極的活用に向けた体制整備をお願いします。

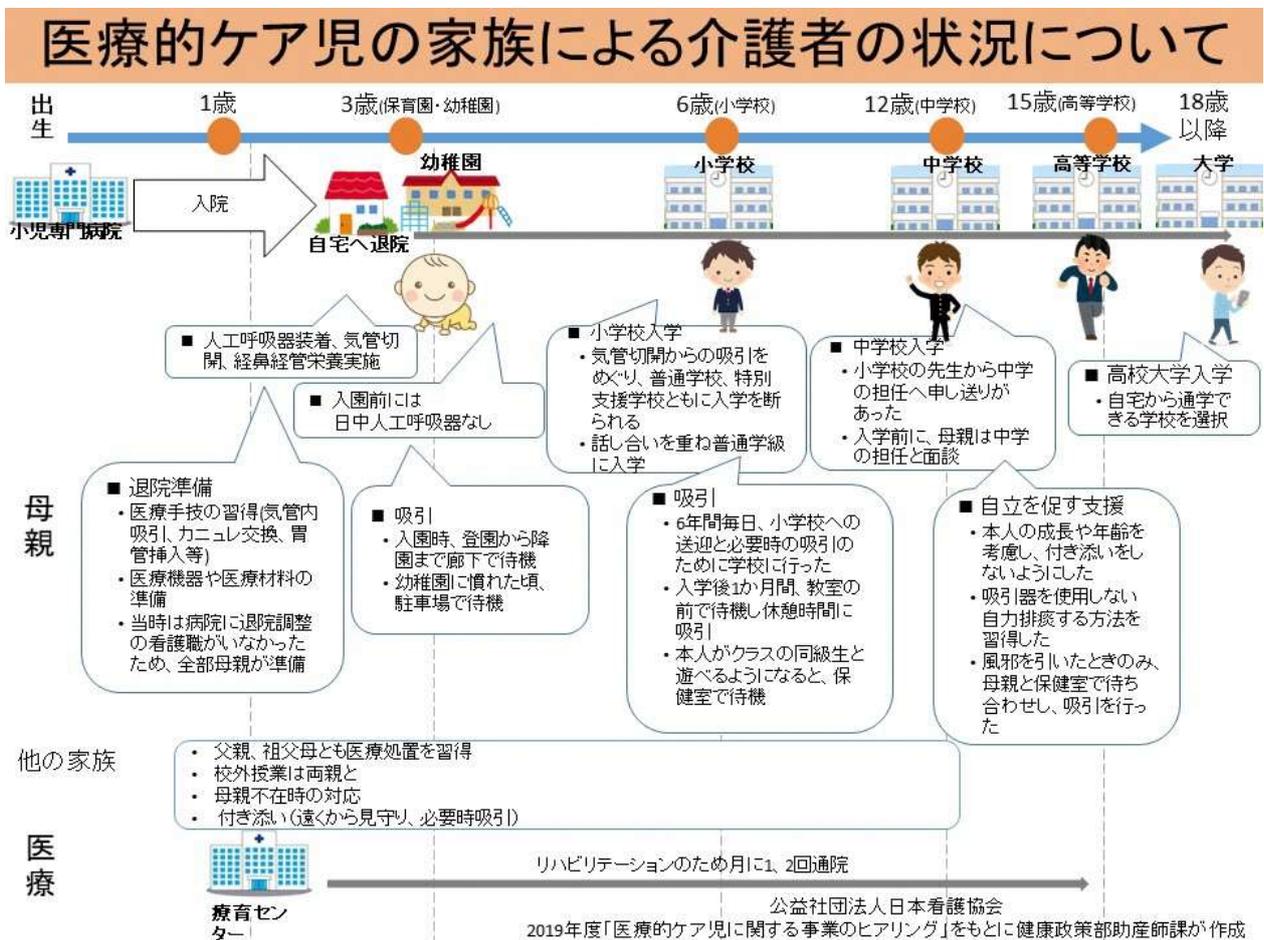


図1 医療的ケア児の家族による介護者の状況について

3. 地域共生社会の実現に向けた国民の理解の促進について

地域生活支援事業の必須事業として理解促進研修・啓発事業が位置付けられています。様々な疾患や障害を持つ人が住み慣れた地域でその人らしく、自立した生活を送るために、専門職のみで行うことのできる支援には限りがあり、国民一人ひとりの理解や支え合いが必要とされています。

【意見・提案】

○既に取り組んでいる自治体もありますが、幼少期からの障害児者への理解を深める教育の実施や、障害児者の社会参加や地域での支え合いを推進するための一般向けのサポーターの養成等、国民一人ひとりが障害児者について理解を深め、支え合うことのできる地域社会の構築に向けた取り組み及び財源確保をお願いします。